

令和8年度 尾道市放課後児童クラブ申込について

～必ずお読みください～

《放課後児童クラブ利用申込書チェックシートの活用について》

例年、書類等の不備により、お電話での確認や再提出などで申込者様にお手数をおかけする事例が多く発生しています。このため、添付の「放課後児童クラブ利用申込書チェックシート」をご活用いただき、申込書類等の提出前に申込者ご自身でもチェックをしていただきますよう、ご協力をお願いします。

《就労証明書について》

令和5年度より、給与所得者と自営業者等で分かれていた就労証明書を統合し、社印等の押印を不要としています。また、保育所等申し込み添付書類と共通様式にしているため、きょうだい等で保育所等を同時申し込みされる際に、就労先等に証明書を取り直すことなく、コピーでの提出が可能です。

※就労証明書の「保護者記載欄」は保護者の方がご記入ください。それ以外の欄は、就労先等に記入をご依頼ください。

※放課後児童クラブのみお申し込みの方は、就労証明書の「13 保育士等としての勤務実態の有無」の欄のご記入は不要です。

※就労証明書と併せて提出いただく添付書類がありますので、別添の「放課後児童クラブ利用申込書受付チェックシート」や、「就労証明書」の裏面の内容を必ずご確認ください。

※尾道市ホームページ内の放課後児童クラブのページに、本様式のExcel データ、記載要領を含め、各申込書類等のデータを公開しておりますので、併せてご活用ください。

※就労証明書の内容について、就労先等に無断で作成し又は改変を行ったときは、申し込み・決定の取り消し及び刑法上の罪に問われる場合があります。

《利用希望期間の変更手続きについて》

利用決定後に、年間利用（長期休業含む）から長期休業のみに変更するなどの期間の変更は、一度利用を辞退（退会）していただいた後、再度申込用紙を提出していただきます。再度お申込みされた場合は、改めて審査することとなり、希望している期間からの利用ができなくなる場合がありますのでご了承ください。

【例：年間利用（長期休業日を含む）希望 → 長期休業日のみ希望 → 変更する場合】

辞退（退会）届
申込用紙 提出

再審査

決定可否

《年度途中の届出の提出期限について》

届出は、すべて利用希望月の前月10日までです。期限に間に合うように提出してください。

《退会について》

1カ月の利用日数が6日に満たない（5日以下）ときは、退会をしていただく場合があります。

《開設日・時間について》

土曜日開設、時間超過開設は、利用希望者が一定以上の場合開設します。開設状況は、利用承諾通知でご確認ください。



【 問い合わせ先 】

尾道市福祉保健部子育て支援課

子育て支援係

電話：0848-38-9215